

相続税が来年1月から増税！

死亡した人の遺産にかかる相続税が2015年1月から増税になります。地価が高い都市部を中心に、課税対象が拡大するとともに税金額が増える人も多くなるでしょう。相続税は、亡くなった人の遺産を相続した親族や、遺言にもとづいて贈与された人に課せられる国税です。

遺産を分ける方法は、遺言の内容が優先されますが、遺言がない場合は、民法で定められている「法定相続人」に従い、亡くなった人の配偶者と子供が最優先されます。現金や土地などの財産評価額から、法定相続人の数に応じて算出する「基礎控除」や、故人の借金、葬儀費用、非課税財産などを差し引いた額が課税対象となります。これに、現行税制では、10～50%の税率を掛けて相続税額を算出します。財産が多いほど税率は段階的に高くなっていますが、妻や夫に対する配偶者控除など優遇措置もあります。

2013年3月の法改正により2015年1月から税率は、10、15、20、30、40、45、50、55%の8種類（現行6種類）となり、最高税率は50%から55%に引き上げられ、基礎控除も4割縮減されます。（2014/08/ 読売新聞から）